

# 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

## 1 職務内容

(1)埼玉県特別高圧受電事業者等支援金又はトラック運送事業者燃料価格高騰支援事業に関する事務

- ・支援金に係る審査・支払事務
- ・支援金に係るデータ処理、集計及び統計事務
- ・支援金に係る委託事業者との連絡・調整
- ・支援金に係る問合わせ対応
- ・支援金に係るホームページ更新事務等

(2)その他の商業・サービス産業支援課の事務に関する事務

(3) (1) (2) の事務に付随する事務

※ パソコン操作がメインで、県独自のシステムやドキュワークスといったソフトウェアを使用して事務処理を行います。

## 2 応募資格

(1)年齢・性別・学歴は問いません。

(2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

(1)コミュニケーション能力に優れた方

(2)前向きで協調性のある方

(3)Word、Excel等ソフトウェアを使用して下記の作業が可能である方

- ・データ加工・抽出・整形、複数データの統合
- ・エクセルシート加工
- ・ファイル形式変更

## 4 採用予定者数

2人

## 5 勤務条件

### (1)任用期間

令和7年6月1日から令和7年10月31日まで

### (2)勤務日数・勤務時間

週5日・週29時間(週4日 午前9時00分～午後4時00分(6時間))

(週1日 午前9時00分～午後3時00分(5時間))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

### (3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

### (4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

### (5)報酬

月額:154,800～185,700円

(時間額:1,231～1,477円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

### (6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例による

### (7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

### (8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

### (9)勤務地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課内(埼玉県庁本庁舎5階)

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募について

(1)応募は、事前に電話連絡の上、令和7年4月30日(水曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、次の応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。

※応募者多数の場合は、早めに締め切ることがあります。

ア 本募集要項に添付している履歴書(様式第1号・写真添付)

イ 身上書(様式第2号)

ウ ハローワーク紹介状(ハローワークから紹介を受けた人)

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

## 7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁内の会場で令和7年5月8日(木)に実施することを予定しております。時間及び場所については、第一次審査合格者に対し、別途連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

令和7年5月中旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎5階)

担当:産業労働部商業・サービス産業支援課 総務・サービス産業担当

電話:048-830-3755